

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。下記の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止（※）の対象となります。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。 ※公民権停止とは…選挙への立候補、投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

- ① 政治家の寄附の禁止
- ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④ 後援団体の寄附の禁止
- ⑤ 年賀状等の挨拶状の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。 ※一部、禁止の対象から除かれる場合があります。

- ⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

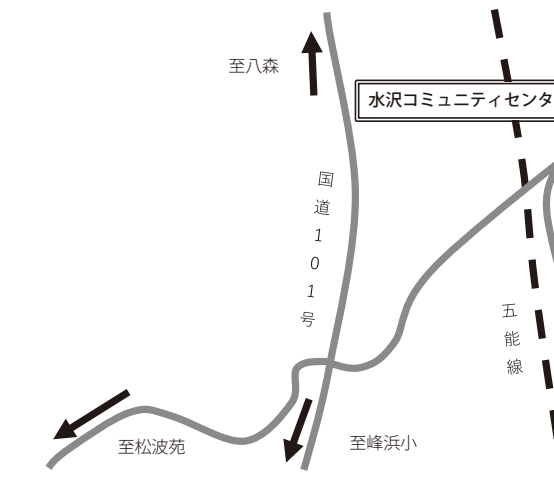
政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。



水沢投票区（水沢、カッチキ台、駅前、三ツ森、高野々、大土面地区等）にお住いの皆様へのご連絡です。 今回の選挙から、投票所がこれまでの「子育て支援センター」（旧はつらつ苑）から「水沢コミュニティセンター」（左図）に変更となりましたので、投票日にお間違いないようご注意ください。

水沢投票区の皆様へ

第48回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月22日(日曜日)午前7時～午後7時

国民の代表として、我が国の未来を託す人々たちを選ぶ大事な選挙です。よく見、よく聞き、よく考えて、貴重な一票を正しく投じましょう。

■今回の選挙で投票できる人は
平成11年10月23日以前に生まれた方（18歳以上）で、平成29年7月9日以前から引き続き八峰町内に住んでいて住民登録がある方です。
※平成29年7月10日以降に転出された方は、転出先の選挙人名簿に登録されないため、町内で投票することになります。

■投票時間
八峰町での投票時間は、午前7時から午後7時までです。入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。万が一、入場券が届いていない場合は、お早めにご連絡ください。

■投票所を「確認」してください
下表のとおりとなりますので、お間違いないようご注意ください。特に水沢投票区は投票所が変更となっておりますのでご注意ください。

■こんな時は期日前投票を
投票日当日、仕事や旅行等の理由により投票できない場合は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書いて、期日前投票所へ提出すると、その場で投票できます。

■期日前投票所
八森地区・・・ファガス「研修室」
峰浜地区・・・峰栄館「ホール」
【期日前投票期間】
●第48回衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
10月11日(水)から10月21日(土)
※期間中は、土日も投票できます。
【期日前投票時間】
午前8時30分から午後8時まで

■自分で書けないときは代理投票を
手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は、代理投票ができますので係員に申し出てください。投票

各投票区の投票所

投票区	地区名	投票所
1 大沢投票区	大沢・横内・仲村・小手萩・内荒巻・塙・大信田	塙川健康センター
2 石川投票区	石川・稲子沢・大野・外林	石川多目的集施設
3 田中投票区	畑谷・上畑谷・強坂・内坂・沼田・田中	峰栄館
4 水沢投票区	水沢・カッチキ台・駅前・三ツ森・高野々・大土面	水沢コミュニティセンター
5 目名投票区	目名瀧・萩ノ台・蝦夷倉・岩子・大久保岱・手這坂・大岱・大槻野	八峰町役場
6 八森投票区	八森第一・八森第二・八森第三・浜田・本館	八森生活改善センター
7 観海投票区	椿台・椿・中浜・茂浦・立石・横間・滝の間	ファガス
8 岩館投票区	小入川・岩館第一・岩館第二	岩館生活改善センター

■郵便による不在者投票
身体に重度の障害がある方には、投票所に行かずに自宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。これは、事前に郵便投票証明書の交付

■病院などでの不在者投票
県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる人は、その施設で不在者投票ができます。手続きはその施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。

この郵便による不在者投票を行うには、申請書提出から障害の程度の確認書の交付となります。すぐには郵便による不在者投票ができませんので、ご了承ください。

※不在者投票は、投票日までに選管に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願ひします。

ご不明な点は、八峰町選挙管理委員会までお問い合わせください。
☎76-4601（総務課内）
☎76-4800（選管 峰栄館内）

を受ける必要があります。この郵便による不在者投票を行うには、申請書提出から障害の程度の確認書の交付となります。すぐには郵便による不在者投票ができませんので、ご了承ください。

※不在者投票は、投票日までに選管に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願ひします。